

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 911

平成29年5月15日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

人気投稿者の商品撮影サービスが大反響 コンテンツの「センス」が必要な時代が到来

写真・動画に特化したSNSとして若い女性から絶大な支持を集めているInstagram(インスタグラム)。月間アクティブ利用者数は全世界で7億人、国内では1,600万人。投稿された写真などがきっかけで購買に至った利用者は全体の4割(600万人以上)にも上るため、見込み客確保の可能性を秘めたSNSである。

しかし、漫然と利用するだけでは効果は得られない。そこで、効果的な活用法を模索する企業向けに興味深いサービスが登場した。スナップマート(株)が提供する、「フォロワー1万人以上の人気インスタグラマーが撮る ぶっ撮り出張サービス」がそれだ。人気インスタグラマーが利用者に「ウケる」写真を撮影することが最大の売りである。しかし、撮影のみで税抜き98,000円からと高額(納品枚数は15~20枚)であり、撮影者のアカウントでの投稿もない。「人気があっても、プロカメラマンよりも高額で学生や主婦に依頼がくるのか?」と同社の江藤代表もリリース当初は半信半疑だったという。

ところが、リリースすると問い合わせが殺到。上質なコンテンツに仕上げる「センス」を求める企業が多いことがよくわかる。

情報を単に「拡散」するのではなく、「ターゲットの関心を惹くコンテンツを用意する」。マーケティングの王道手法が尊重される時代がやってきたのではないだろうか。

税務会計

「法定相続情報証明制度」の創設 5月29日から制度の運用を開始

5月29日から全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」が運用開始される。現在、相続人は遺産(不動産や預貯金等)相続手続きに際し、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍関係の書類等一式を全て揃えた上で、同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関など、相続手続きを取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要がある。

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸籍関係の書類等一式を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する。

具体的には、まず、相続人又はその代理人が、被相続人の戸籍関係の書類等を集め、その記載に基づく被相続人の氏名、最後の住所、生年月日などを記載した法定相続情報一覧図を作成する。

申出を受けた登記官が内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付するわけだ。法定相続情報一覧図の写しは、相続登記の申請手続きや被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な手続きに利用できる。相続人・手続きの担当部署双方の負担の軽減が期待されている。

なお、代理人としては、法定代理人のほか、民法上の親族、資格者代理人(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士に限る)が指定されている。

今週のキーワード

Instagram
(インスタグラム)

2010年10月に登場した無料の写真・動画共有アプリ。複数のフィルターが標準機能として搭載されており、トイカメラや一眼レフで撮影したような写真に簡単に加工できる。2012年にFacebookが10億ドルで買収したが、その後も独立して運営されており、Facebookと競合するTwitterとの連携も継続している。2016年8月には、投稿の閲覧数をチェックできる「Instagramインサイト」など3つのビジネスユーザー向け機能の提供がスタート。マーケティングツールとして本格的に利用され始めている。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。